

横浜市金沢産業振興センター電気・水道・ガス配管等塗装工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センター電気・水道・ガス配管等塗装工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和8年12月25日まで
1-4 工事の目的	電気・水道・ガス配管等の塗装工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、塗装工事の取り扱いに精通した者とする。
1-6 共通仕様	図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。 ※「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「建築工事標準詳細図」（最新版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※「公共建築工事（改修工事）標準仕様書」（最新版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※「横浜市住宅建設工事特記仕様書」 ※「横浜市公共住宅改修工事特記仕様書」 ※「横浜市建築工事特記仕様書」 ※「横浜市建築改修工事特記仕様書」 ※「横浜市木造建築工事特記仕様書」 ※「横浜市解体工事特記仕様書」 ※「公共建築工事標準仕様書対応日本ペイント製品塗装仕様書」 ※「公共建築工事標準仕様書対応関西ペイント製品塗装仕様書」
1-7 塗装内容	塗装工事の主な内容は、次のとおり メイン棟屋上の電気・水道・ガス配管等の塗装工事 1 メイン棟屋上電気配管塗装工事 (1)電気配管塗装 241m (2)ケレン・清掃 1式 2 メイン棟屋上水道配管塗装工事 (1)水道配管塗装 144m (2)ケレン・清掃 1式 (3)配管接続バルブ塗装 13箇所 (4)配管架台塗装 50箇所 3 屋上ガス配管塗装工事

	(1) ガス配管塗装 26m (2) ケレン・清掃工事 1 式
	4 屋上ゴンドラ塗装工事
	(1) エポキシ系錆止め塗装 1 回、マックスシールド 1500 S i 2 回 (2) ケレン・清掃工事 1 式
	5 外構照明塗装工事
	(1) 第一駐車場 4 灯照明塗装 4 本 エポキシ系錆止め塗装 1 回、マックスシールド 1500 S i 2 回 (2) 第一駐車場 1 灯照明塗装 14 本 エポキシ系錆止め塗装 1 回、マックスシールド 1500 S i 2 回 (3) センタープラザ 1 灯照明塗装 10 本 エポキシ系錆止め塗装 1 回、マックスシールド 1500 S i 2 回 (4) 第二駐車場 1 灯照明塗装 4 本 エポキシ系錆止め塗装 1 回、マックスシールド 1500 S i 2 回
	6 サービス棟広告塔塗装工事
	(1) 作業用仮設足場脚立等 1 式 (2) スチール曲げ板 1.5×350×200 1 枚 (3) 同上溶接 1 式 (4) アクリル板 2 枚 (5) アクリル板交換工事 2 枚 (6) ケレン・清掃工事 1 式 (7) エポキシ系錆止め塗装 1 回、マックスシールド 1500 S i 2 回
	7 養生・発生材処分等
	(1) 養生及び消耗品等 1 式 (2) 発生材及び残材処分等 1 式
1-8 適用範囲	現場の施工に際し、次の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。
1-9 疑義	本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。 また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。
1-10 施工計画書	1 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。 2 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。 3 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 4 施工計画書（1 及び 3）のうち、品質計画に係る部分については、

監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。

5 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1 設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

- (1) 塗装工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) 塗装の仕上り面は、所要の状態であること。
- (3) 塗膜は、耐久性、耐火性等に対する有害な欠陥がないこと。
- (4) 塗料を使用する場合のホルムアルデヒド放散量の少ない材料F☆☆☆☆とすること。
- (5) 設計図書に特記された防火材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。
- (6) 上塗り用の塗料は、上塗塗料の製造所において、指定された色及びつやに調色する。ただし、少量の場合は、同一の上塗塗料の製造所の塗料を用いて現場調色とすることができる。
- (7) 塗装に使用する塗料の副資材は、上塗塗料の製造所が指定する製品とする。

(8) 塗料の取扱い

塗料は、調合された塗料をそのまま使用する。ただし、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、適切な粘度に調整することができる。

(9) こし分け

塗料は、使用直前によくかき混ぜ、必要に応じて、こし分けを行う。

(10) 研磨は、次による。

ア 研磨紙等は、JIS R 6251（研磨布）及び JIS R 6252（研磨紙）による。

イ 研磨紙ずりは、下層の塗膜及びパテが硬化乾燥した後、各層ごとに研磨紙等で素地の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研ぐ。

(11) 穴埋め、パテかい及びパテしごきは、次による。

ア 穴埋めは、深い穴、大きな隙間等にパテをへら又はこてで薄く塗り付ける。

イ パテかいは、塗装面の状況に応じて、塗装面のくぼみ、隙間、目違い等の部分に、パテをへら又はこてで薄く塗り付ける。

ウ パテしごきは、パテを全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取る。

(12) 塗り方は、アからウまでの工法のうち塗料に適したものとし、色境、隅角部、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分ける。

なお、錆止め塗料塗りは、浸漬塗りとすることができる。

ア はけ塗りは、はけ目を正しく一様に塗る。

- イ 吹付け塗りは、塗装用のスプレーガンを用いる。ガンの種類、口径、空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう様に塗る。
- ウ ローラーブラシ塗りは、隅角部、ちり回り等を小ばけ又は専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗る。
- (13) 塗付け量は、平らな面に実際に付着させる塗料の標準量（一工程当たり）とする。ただし、塗料の標準量は、薄める前のものとする。
- (14) 各塗装工程の工程間隔時間及び最終養生時間は、材料の種類、気象条件等に応じて適切に定める。
- なお、標準工程間隔時間を超えて、上に塗り重ねる場合は、適切な処理を行う。
- (15) 中塗り及び上塗りの各層の色を変えること等により、中塗り及び上塗りが全面に均一に塗られていることを確認する。
- (16) 組立、取付け等及び工事の取合い上、塗装困難となる部分は、あらかじめ仕上げ塗りまで行う。
- (17) シーリング面に塗装仕上げを行う場合は、シーリング材が硬化した後に行うものとし、塗重ねの適合性を確認し、必要な措置を講ずる。
- 仕上げの色合は、あらかじめ監督員に提出した見本帳又は見本塗板による。
- (18) 気温が5℃以下、湿度が85%以上、結露等で塗料の乾燥に不適当な場合は、塗装を行わない。
- ただし、採暖、換気等を適切に行う場合は、この限りでない。
- (19) 外部の塗装は、降雨のおそれのある場合又は強風時は、原則として、行わない。
- (20) 塗装面、その周辺、床等に汚損を与えないように注意し、あらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行う。
- (21) 塗装を行う場所は、換気に注意して、溶剤による中毒を起こさないようにする。
- (22) 火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにする。
- また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは、作業終了後、直ちに必要な措置を講ずる。
- (23) 塗装の仕上がり面の確認は、目視とし、錆止め塗料塗りの品質確認は、次により、塗付け量又は標準膜厚の確認を行う。工事現場塗装の場合は、使用量から単位面積当たりの塗付け量を推定する。
- (24) 塗装面の確認
- 見本塗板等との比較 見本塗板等と色、つや及び仕上げの程度が同様であること。仕上り面の状態 むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないこと。
- 1 施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応をすること。
- 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- 3 施工中に事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速や

かに甲へ報告すること。

- 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置、連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。
- 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が生じないように十分配慮すること。

- 1 仮設
本工事に必要な電気、水道は、既存設備より供給する。
- 2 発生材の処理
発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。
- 3 復旧
他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- 4 工事終了後の措置
工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。
- 5 その他
 - (1) 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。
 - (2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
 - (3) その他は、監督員と打合せの上、施工すること。